

スライド条項について

1 各スライド条項の概要

項目	全体スライド (工事請負契約書第 26 条第 1～4 項)	単品スライド (工事請負契約書第 26 条第 5 項)	インフレスライド (工事請負契約書第 26 条第 6 項)
適用対象 工事	工期が 12 か月を超える工事 (ただし、基準日以降、残工期が 2 か月以上ある工事)	すべての工事 (ただし、請求日以降、残工期が 2 か月以上ある工事)	すべての工事 (ただし、基準日以降、残工期が 2 か月以上ある工事)
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の対応	対象	請負契約締結の日から 12 か月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）
	受注者の負担	残工事費の 1.5%	品目毎の変動額が請負額の 1.0% を超えた場合に対象品目とし、受注者負担は、対象工事費の 0.5% (ただし、全体スライドまたはインフレスライドと併用の場合、全体スライドまたはインフレスライド適用期間における負担はなし)
	再スライド	可能 (全体スライドまたはインフレスライド適用後、12 か月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内すべての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)

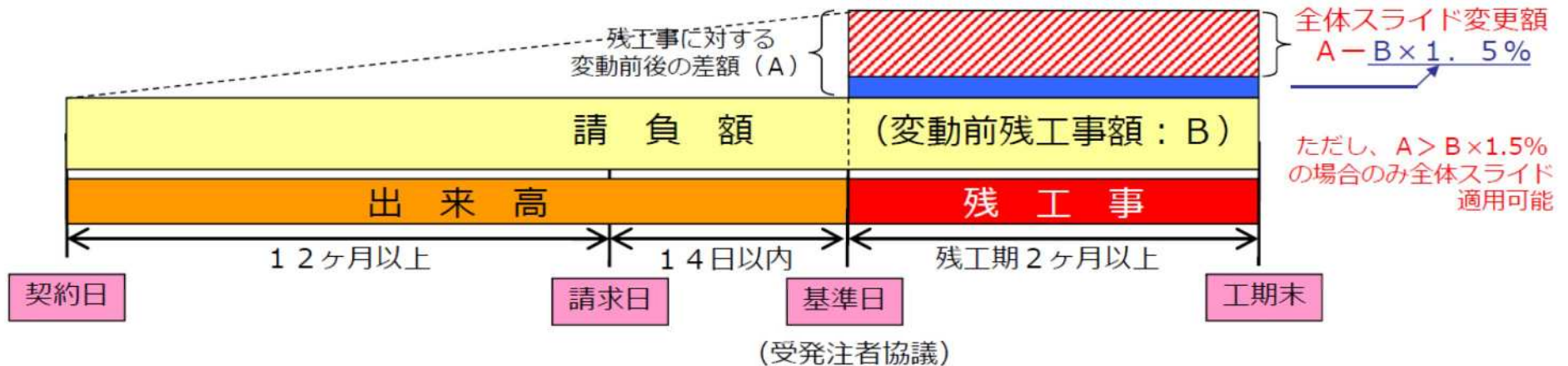
2 各スライドのイメージ図

(1) 全体スライド

長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変更に対応

工事請負契約書 第26条第1～4項

- 1 発注者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 項以下 (略)

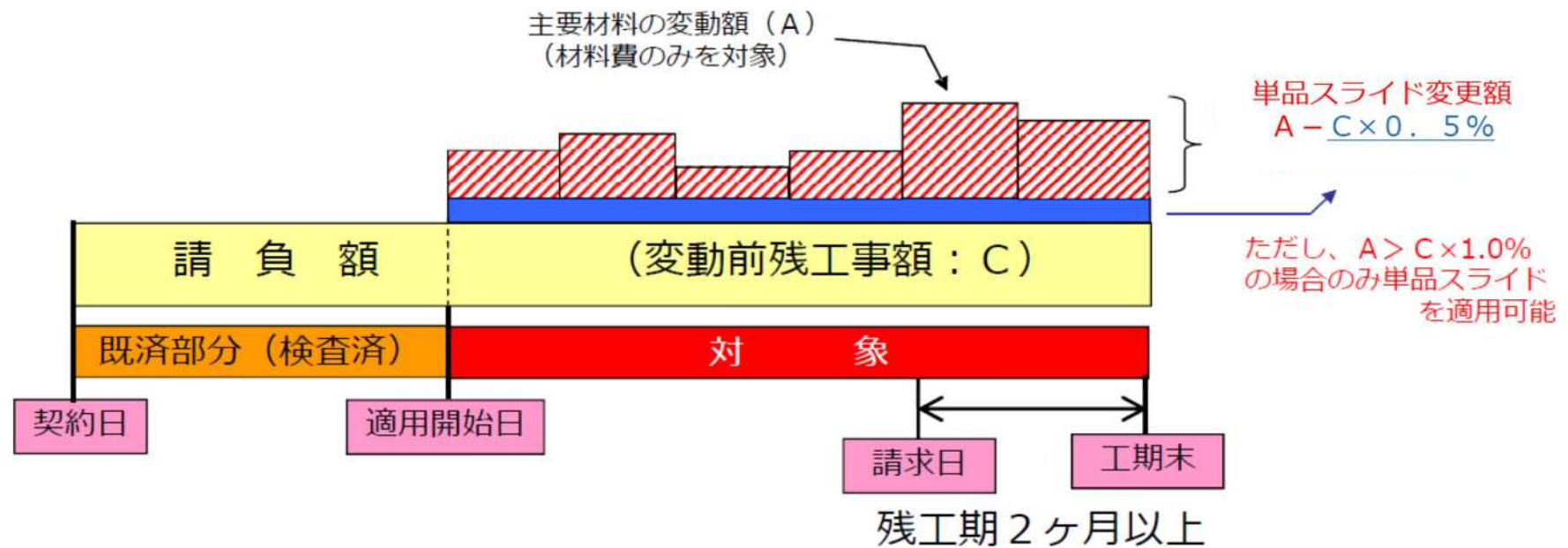


(2) 単品スライド

資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

工事請負契約書 第26条第5項

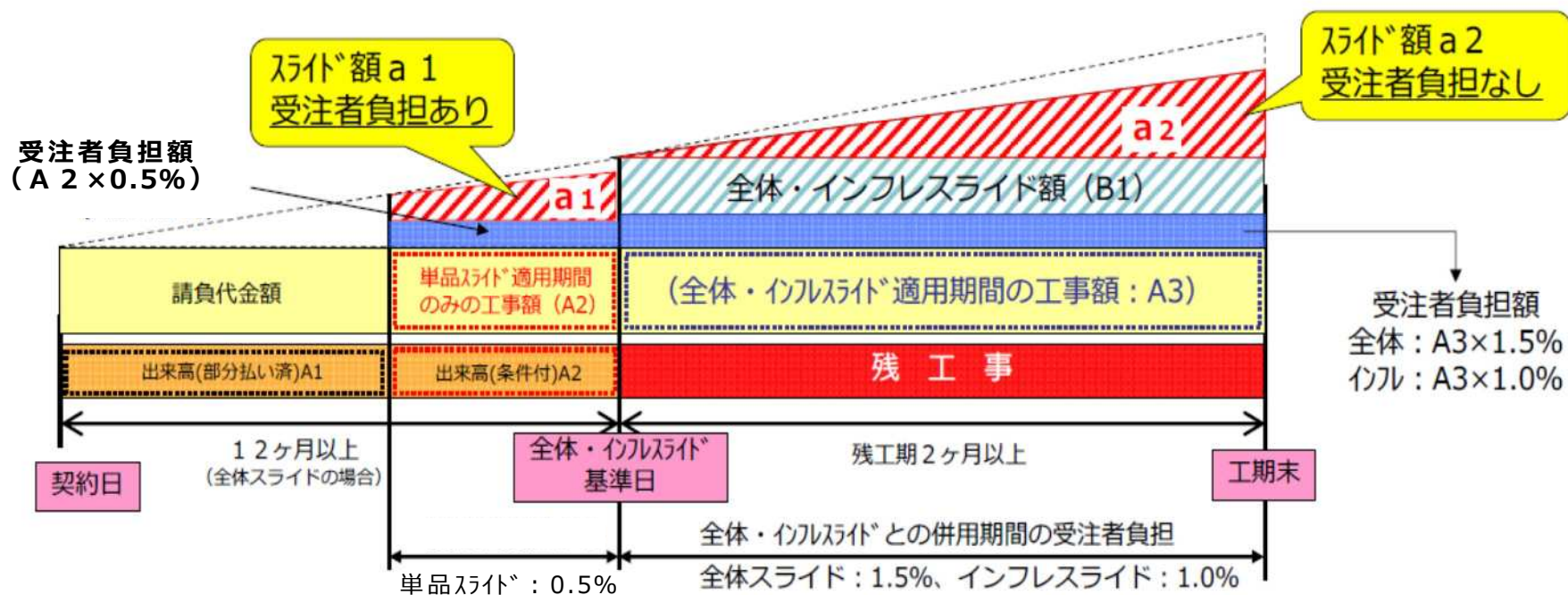
5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。



3 全体・インフレスライドと単品スライドの併用について

全体スライドまたはインフレスライドと、単品スライドの併用が可能

全体スライドまたはインフレスライド適用期間における、単品スライドの受注者負担はなし



※本資料に掲載の図表は、国土交通省ホームページ資料をもとに江東区適用内容に合わせ作成